

令和8年3月27日
山口県報号外第21号
監査公表第2号別冊

令和7年度
財政的援助団体等監査結果報告書

令和8年3月
山口県監査委員

目 次

1 監査の概要

- (1) 監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 監査の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 監査の結果

- (1) 地方独立行政法人山口県立病院機構・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 公益社団法人山口県青果物基金協会・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 一般財団法人やまぐち森林担い手財団・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター・・・・ 4
- (5) 公益社団法人山口県栽培漁業公社・・・・・・・・・・・・ 4
- (6) 防府商工会議所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (7) 美祢市商工会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (8) 学校法人香川学園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (9) 学校法人三田尻学園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (10) 学校法人樫蔭学園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (11) 山口県厚生農業協同組合連合会・・・・・・・・・・・・ 6
- (12) 社会福祉法人宇部市厚生事業会・・・・・・・・・・・・ 6
- (13) 一般社団法人山口県観光連盟・・・・・・・・・・・・ 7
- (14) 山口県地域農業戦略推進協議会・・・・・・・・・・・・ 7
- (15) 一般財団法人やない花のまちづくり振興財団・・・・ 7
- (16) 株式会社F E E L・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (17) 社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会・・・・・・・・ 8
- (18) 一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会・・・・ 8
- (19) 公益社団法人山口県障害者スポーツ協会・・・・ 8

3 監査の意見

- (1) 総括的意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 監査を通じて識別された課題及び意見・・・・・・・・ 10

4 今後の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

別紙 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、次に掲げる団体の出納その他の事務の執行に関する監査を実施した。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人

イ 財政的援助団体

県が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償金、利子補給金その他財政的援助を行っている団体

ウ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査の実施方法

監査は、山口県監査委員監査基準に準拠し、出資団体、財政的援助団体及び指定管理者の資金の出納状況、補助した事業の執行状況又は団体の事業活動が適正に行われているかどうかを主眼とし、原則として、監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が監査対象団体に出向き、当該監査対象団体の職員からのヒアリング、関係資料及び書類等に基づき監査を実施した。

なお、一部団体については書面監査とし、監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が書面に基づき監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

別紙によるとともに、監査対象団体の内部統制の状況及び県所管課による指導状況について特に確認した。

(4) 監査の実施状況

令和7年12月から令和8年2月の間において、19団体(21箇所)を選定し、監査を実施した。

【監査実施団体の名称及び監査実施年月日】

区分	番号	監査対象団体	所管課	出資	財政的援助	指定管理	委員監査実施年月日
出資団体	1	地方独立行政法人山口県立病院機構	医務保険課 医療政策課 健康増進課	○	○		令和8年1月19日
	2	公益社団法人山口県青果物基金協会	農業振興課	○			令和8年1月26日
	3	一般財団法人やまぐち森林担い手財団	森林企画課	○			令和8年1月26日
	4	公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター	警察本部組織犯罪対策課	○			令和8年2月2日
	5 5-1 5-2 5-3	公益社団法人山口県栽培漁業公社 (内海栽培漁業センター 外海栽培漁業センター 外海第二栽培漁業センター)	水産振興課	○	○	○	令和8年1月19日
財政的援助団体	6	防府商工会議所	経営金融課 労働政策課		○		令和8年1月29日
	7	美祢市商工会	経営金融課		○		令和8年1月29日
	8	学校法人香川学園	学事文書課 健康増進課		○		令和8年1月29日
	9	学校法人三田尻学園	学事文書課 健康増進課		○		令和8年1月29日
	10	学校法人櫛蔭学園	学事文書課 健康増進課		○		令和8年1月29日
	11	山口県厚生農業協同組合連合会	医療政策課		○		令和8年1月29日
	12	社会福祉法人宇部市厚生事業会	長寿社会課 健康増進課		○		令和8年1月29日
	13	一般社団法人山口県観光連盟	観光政策課		○		令和8年1月29日
14	山口県地域農業戦略推進協議会	農業振興課		○		令和8年1月29日	
指定管理者	15	一般財団法人やない花のまちづくり振興財団 (やまぐちフラワーランド)	農業振興課			○	令和8年1月20日
	16	株式会社F E E L (油谷青少年自然の家)	学校運営・施設整備室			○	令和8年1月21日
	17	社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会 (聴覚障害者情報センター)	障害者支援課			○	令和8年1月30日
	18	一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会 (母子・父子福祉センター)	こども家庭課			○	令和8年1月21日
	19	公益社団法人山口県障害者スポーツ協会 (身体障害者福祉センター)	障害者支援課		○	○	令和8年2月2日

2 監査の結果

(1) 地方独立行政法人山口県立病院機構

ア 出資金及び補助金等について

本法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療従事者等の研修を行うことにより、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資することを目的として設立され、県は、資本金 3,144,411,828 円の全額を出資している。

また、県は、令和6年度において、長期貸付金として地方独立行政法人山口県立病院機構貸付金384,400,000円を貸付けているほか、県立病院機構運営費負担金として1,960,403,000円、感染症指定医療機関運営事業費補助金17,863,000円、へき地医療対策費補助金12,443,000円、医療提供体制推進事業費補助金11,619,000円、医療施設等設備整備費補助金9,350,000円、がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金7,971,000円、看護職員確保対策事業費補助金(新人看護職員研修事業)1,463,000円、電子処方箋活用・普及促進助成事業助成金1,138,000円、へき地医療人材養成・定着促進事業費補助金1,105,000円、看護職員確保対策事業費補助金(認定看護師課程派遣助成事業)930,000円、看護職員確保対策事業費補助金(特定行為研修派遣助成事業)660,000円、医師就業環境整備総合対策事業費補助金426,000円、災害医療対策費補助金408,000円、がん医療体制整備事業費補助金23,000円、医療機関等光熱費高騰対策支援金25,520,000円及び医療機関食材料費高騰対策支援金1,612,800円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(2) 公益社団法人山口県青果物基金協会

ア 出資金について

本法人は、青果物の安定的な生産出荷の推進、青果物生産農家の経営の支援、青果物の生産から流通加工及び需要の拡大等を図るための事業等に関係機関との密接な連携のもとに実施し、もって地域経済の発展とともに国民の健康維持及び消費生活の安定に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産214,780,000円のうち116,200,000円を出資している。

イ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(3) 一般財団法人やまぐち森林担い手財団

ア 出資金について

本法人は、林業労働に従事している者の就労条件を改善し、林業労働力の安定的確保をするとともに、若い担い手の養成及び確保を促進することにより、森林の適正な管理を推進し、林業

の安定的な発展に資することを目的として設立され、県は、基本財産204,430,000円のうち102,215,000円を出資している。

イ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(4) 公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター

ア 出資金について

本法人は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に関する事業等、暴力団追放に関する諸事業を推進することにより、暴力団の存在しない明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として設立され、県は基本財産504,619,830円のうち、200,000,000円を出資している。

イ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(5) 公益社団法人山口県栽培漁業公社

ア 出資金、指定管理料及び補助金について

本法人は、栽培漁業の推進及びこれに関連する事業を行い、水産物の安定供給と漁業の振興に寄与することを目的として設立され、県は基本財産1,023,860,000円のうち293,035,720円を出資している。

また、県は、栽培漁業センターに係る指定管理者の指定をしており、令和6年度において、委託料(指定管理料)323,242,000円及び水産資源管理総合対策事業費補助金5,400,000円を支出している。

イ 監査の結果

出資、財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(6) 防府商工会議所

ア 補助金について

本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に質し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的として設立され、県は、令和6年度において、小規模事業経営支援事業費補助金47,593,500円、小規模事業者応援キャンペーン事業補助金4,800,000円、創業・事業承継専門家派遣等事業補助金1,384,626円及び初任給等引上げ応援奨励金300,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、

適正と認められた。

(7) 美祢市商工会

ア 補助金について

本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設立され、県は、令和6年度において、小規模事業経営支援事業費補助金39,441,800円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(8) 学校法人香川学園

ア 補助金等について

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的として設立され、県は、令和6年度において、私立学校運営費補助金268,568,000円、高等学校等就学支援金130,878,000円、私立幼稚園等特別支援教育費補助金(国庫補助対象分)6,868,000円、子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金3,823,800円、私立学校等光熱費高騰対策支援金880,000円、高等学校等就学支援金事務費交付金587,200円、結核予防事業補助金326,699円、私立中学生就学支援事業補助金294,000円及び明日のやまぐちを創る！私立高校生就職支援事業等補助金4,908円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(9) 学校法人三田尻学園

ア 補助金等について

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する優秀な人材を育成することを目的として設立され、県は、令和6年度において、私立学校運営費補助金208,123,000円、高等学校等就学支援金157,916,750円、子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金2,942,200円、私立学校等光熱費高騰対策支援金680,000円、高等学校等就学支援金事務費交付金378,323円、高等学校等学び直し支援金269,374円、結核予防事業補助金245,600円及び明日のやまぐちを創る！私立高校生就職支援事業等補助金41,750円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(10) 学校法人櫛蔭学園

ア 補助金等について

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的として設立され、県は、令和6年度において、私立学校運営費補助金201,249,000円、高等学校等就学支援金171,865,360円、子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金5,065,300円、私立幼稚園等特別支援教育費補助金(国庫補助対象分)2,352,000円、私立学校給食費等にかかる物価高騰差額補助事業費補助金1,494,434円、私立学校耐震化促進利子補給金957,950円、私立学校等光熱費高騰対策支援金800,000円、高等学校等就学支援金事務費交付金788,800円、結核予防事業補助金202,400円、高等学校等学び直し支援金147,490円及び明日のやまぐちを創る！私立高校生就職支援事業等補助金24,600円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(11) 山口県厚生農業協同組合連合会

ア 補助金について

本連合会は、会員が協同してその事業の振興を図り、もってその組合員の農業の振興、経済状態の改善及び社会的地位の向上に寄与することを目的として設立され、県は、令和6年度において、病床機能再編支援事業費補助金58,368,000円、がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金12,000,000円、がん医療体制整備事業費補助金10,800,000円、看護職員確保対策事業費補助金(病院内保育所運営事業)2,912,000円、医療施設等設備整備費補助金(産科医療機関設備整備事業)2,222,000円、看護職員確保対策事業費補助金(新人看護職員研修事業)1,266,000円、医療提供体制推進事業費補助金(救急救命士病院実習受入促進事業)947,000円、看護職員確保対策事業費補助金(特定行為研修派遣助成事業)557,000円、医療提供体制推進事業費補助金(地域災害拠点病院設備整備事業)408,000円、看護職員確保対策事業費補助金(認定看護師課程派遣助成事業)350,000円及び災害医療対策費補助金42,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(12) 社会福祉法人宇部市厚生事業会

ア 補助金について

本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、令和6年度において、軽費老人ホーム事務費補助金67,459,000円及び結核予防事業補助金48,298円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(13) 一般社団法人山口県観光連盟

ア 補助金について

本法人は、山口県内における観光の健全な発展及び振興並びに地域の活性化を図る事業を行い、もって、生活、文化及び経済の向上発展に寄与することを目的として設立され、県は、令和6年度において、山口アウトドアツーリズム補助金226,476,704円、「おいでませ ふくの国、山口」プロモーション事業補助金147,758,000円、 Bizitt やまぐち推進事業補助金121,979,680円、観光二次交通充実事業補助金83,998,060円、外国人観光客受入環境整備事業補助金5,942,630円、やまぐちDMO推進体制強化事業補助金50,768,823円、インバウンド特別強化対策事業補助金46,464,996円、宿泊客増加に向けた観光地魅力創出促進事業補助金24,012,439円、東部地域文化振興(国際交流)支援事業補助金6,307,147円、MICE誘致推進事業補助金4,728,418円、山口の旅の魅力シェア促進事業補助金3,320,000円及び一般社団法人山口県観光連盟補助金803,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(14) 山口県地域農業戦略推進協議会

ア 補助金について

本協議会は、集落営農法人など担い手を中心とした農業構造を早急に確立し、農地の有効活用による生産の拡大と農業所得の増大を図る地域農業戦略を実践することにより、本県農業の振興に資することを目的に設立され、県は、令和6年度において、農業振興対策事業補助金30,171,000円及び経営所得安定対策等推進事業費補助金10,218,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(15) 一般財団法人やない花のまちづくり振興財団

ア 指定管理料について

本法人は、市民、地域団体、企業、花き生産者及び行政その他が協働した花のまちづくりができる環境づくりを行うことにより、地域における花き振興を推進するとともに、地域内外の交流を通じて地域の活性化及び快適な生活空間の創出に寄与することを目的として設立され、県は、やまぐちフラワーランドの管理に関する事務を行う指定管理者に指定し、令和6年度において、委託料(指定管理料)113,897,465円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(16) 株式会社FEEL

ア 指定管理料について

本会社は、農園事業に関する業務、アウトドア並びに野外活動に関する業務及び公共施設の指定管理業務等を営むことを目的として設立され、県は、山口県油谷青少年自然の家に係る指定管理者の指定をしており、令和6年度において、委託料(指定管理料)39,043,000円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(17) 社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会

ア 指定管理料について

本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定をしており、令和6年度において、委託料(指定管理料)24,559,000円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(18) 一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会

ア 指定管理料について

本法人は、母子家庭等及び寡婦の福祉の増進を図るとともに、県内の母子寡婦福祉団体と連携し、ひとり親家庭が豊かで安心して暮らすことができる社会づくりに寄与することを目的として設立され、県は、山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定をしており、令和6年度において、委託料(指定管理料)9,301,000円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(19) 公益社団法人山口県障害者スポーツ協会

ア 補助金及び指定管理料について

本法人は、山口県内の障害のある人々の主体的で多様なスポーツ活動の普及振興を図り、障害の有無にかかわらず等しくスポーツ活動に参加できる環境づくりを進めることにより、障害のある人々の心身の健康づくり及び社会参加の促進並びに生活の質の向上を図るとともに、スポーツを通じた豊かなスポーツライフの推進及び障害に対する県民の理解を深めることを目的として設立され、県は、令和6年度において、障害者スポーツ県民参加推進事業等補助金5,250,000円を支出している。

また、県は、山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の指定をしており、令和6年度において、委託料(指定管理料)16,592,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

3 監査の意見

令和7年12月から令和8年2月までの間に財政的援助団体等に対して行った監査結果については、前記「2 監査の結果」のとおりである。これらの監査結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。各団体及び所管課においては、今後の業務運営及び行政運営に当たり十分留意され、所要の改善措置について検討・実施されたい。

(1) 総括的意見

① 出資団体に関するもの

県が出資を行っている団体は、県行政の補完的役割を担っており、公金を財源の一部に含む公的な団体として、不祥事など様々なリスクを防止する内部統制の整備と、事業を安定的に継続して実施できる財務健全性が求められる。

出資団体に対する監査結果を踏まえると、事業の継続性に疑義がある団体はなかったものの、補助金の額の算定誤りや適正な源泉徴収が行われていないものがあった。

また、近年の物価上昇等を受け、収支が実質的に赤字状態など、厳しい財政状況となっている団体も見受けられたところであり、経営基盤の一層の強化・安定化が望まれる。

加えて、資金運用に関して、比較的高いリスクの債券等により行っている事例があったことから、資金運用規程の整備や規程に基づいた適正な運用等の内部統制が機能しているかを確認した。金利上昇をはじめ、団体を取り巻く環境が大きく変わりつつある中、所管課においては団体の資金運用等に関するリスクや内部統制の状況等についても留意する必要がある。

県は、団体運営や事業活動が適正に実施され、出資目的が果たされるよう、団体に対し、適切な指導、監督に努められたい。

② 財政的援助団体に関するもの

補助金等交付事業については、その財源が公金であることから、広く県民の理解が得られるよう、適切に実施する必要がある。

財政的援助団体に対する監査結果を踏まえると、実績報告書において、補助対象外の経費を

補助対象経費として含めていたものや、経費計上の算定を誤っていた事案があった。いずれも複数の職員による確認の徹底などにより防止可能と考えられる事案であり、団体の内部マネジメント力など、内部統制機能のより一層の向上が望まれる。

また、財政的援助団体は規模や種類が様々で、事務体制が整備されている団体や補助金事務に慣れている団体ばかりではないため、県は、内部統制が脆弱な団体や補助金事務に不慣れた団体に対しては、きめ細かな指導、支援を行うなど、適切に対応されたい。

加えて、団体が県に報告した補助対象経費の金額に誤りがあったことを、県が定期的に行っている実地検査等で看過していた事案が見られたため、補助金等の交付が適切に実施されるよう、県として組織的なチェック体制の整備、担当職員の知識・実務能力の向上に努められたい。

③ 公の施設の指定管理者に関するもの

指定管理者制度は、公の施設の管理運営について、民間事業者が持つノウハウや専門性等を活用し、施設サービスの向上及び利用の活発化を図ることや、経費の節減等を目的として導入されたものである。

そのため、指定管理者は、常にその財源が公金であることを踏まえることはもちろんのこと、利用者の目線で効率的な施設運営に努め、県は制度の趣旨を理解した上で、サービス水準の維持・向上や業務運営の適正化を図るため、基本協定書等に則り指定管理業務が適切かつ確実に行われているかを適宜確認し、公の施設が最大限活用されるよう努める必要がある。

公の施設の指定管理者に対する監査結果を踏まえると、支出事務において支払期限を過ぎて支払っていた事案のほか、県が団体に貸し付けた備品の管理が不適切となっている事案があった。

県は、施設の管理責任が県にあることを十分に認識した上で、指定管理者に対し必要な指導、監督を行うとともに、県と指定管理者との間でのコミュニケーションを密にし、相互の理解を深めるなど、指定管理者制度が適切に運用されるよう努められたい。

(2) 監査を通じて識別された課題及び意見

① 内部統制体制の確立について

各団体において内部統制に関する認識はあるか、内部統制は十分に機能しているかといった点に着目し監査を行ったが、既に内部統制体制が確立され、財務会計処理をチェックする機能が十分に発揮されている団体もあれば、内部統制に対する意識が薄く、運用面においてその機能が十分に発揮されていない団体もあるなど、その体制には差異が見受けられた。

については、所管課においては、団体の内部統制水準を勘案し、各団体の状況に応じて、実地の指導等も含め、きめ細かな支援を行うことにより、各団体における内部マネジメント力をはじめとした内部統制機能の一層の強化を図られたい。

② 補助金に係る適正な事務の執行について

補助金については、これまで、適正な事務の執行について意見を付してきたところであるが、

今年度の監査においても、補助金の額に変更はないものの、団体が提出した実績報告書について、経費計上誤りがあるものを、所管課において看過されていた事案があった。

については、所管課においては、補助金の交付を行うものが実施すべき確認事項等を精査し、確実に実施した上で、各団体において、事務の内容や事務に係る内部統制体制、規程等を改めて確認し、適正な事務の執行が図られるよう、必要な監督や指導、助言を行われたい。

③ 指定管理施設のサービス水準の確保について

今年度監査を行った指定管理施設において、経年により施設・設備の老朽化が相当進んでいるものが見受けられた。その施設では、指定管理者は様々な努力や創意工夫をしながら優先度を考慮し、修繕等を行っていた。

指定管理施設は、多くの県民が利用する施設であることから、県民に提供するサービス水準が確保され、安全に利用できるよう、県は改修や修繕等の維持管理を適切に行っていく必要がある。

については、所管課においては、施設の管理責任者として、指定管理者と十分な協議・調整や情報共有を不断に行い、指定管理施設の機能が適正に発揮されるよう、施設設備の状況について十分に把握確認された上で、適切な対応を検討されたい。

4 今後の措置

改善留意を要するものについては、県の所管課に文書で通知し、講じた措置の状況について報告を求めるとともに、関係団体への指導監督に努めるよう求め、今後の定期監査等において、改善の状況を確認する。

なお、県では予算発表資料に重点施策の事業目標を記載するなど、より事業効果を意識した予算執行や成果の発信について取り組んでいるところであり、財政的援助についても同様に、その効果を最大限に発揮しているか、という成果重視の観点から、各団体においても3E(経済性・効率性・有効性)を意識して事業等を実施することが求められる。

一方で、3Eについては、実施主体における内部統制体制がしっかりと確保されていることが大前提であり、統制水準に課題がある団体においては、まずは統制機能の強化を優先する必要があることから、所管課においては、各団体の状況を見極めながら、内部統制機能の強化や3Eを意識した事業実施が行われるよう、適時適切な指導監督に努めることが重要である。

これらを踏まえ、監査委員としても今後、同様の視点で監査を実施する。

【別紙 監査の着眼点】

1 出資団体

- (1) 出資団体はその目的に沿って運営されているか。
- (2) 出資団体の経営及び財政の状態は良好か。
- (3) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (4) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (5) 会計経理組織は整備されているか。
- (6) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (7) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (8) 内部統制に関する認識はあるか。
- (9) 内部統制は十分に機能しているか。
- (10) 出資団体に対する指導監督は適切に行われているか。

2 財政的援助団体

- (1) 補助事業等は交付の目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 補助事業等の事業計画及び予算計画は適切であるか。
- (3) 事業の計画と実施内容は相違していないか。
- (4) 補助金等の交付条件は履行されているか。
- (5) 交付された補助金等は適期適正に受け入れられているか。
- (6) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (7) 補助金等を他に流用し、又は不正に使用していないか。
- (8) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (9) 実績報告書等は提出されているか。
- (10) 会計経理組織は整備されているか。
- (11) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (12) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (13) 補助金等の事業効果は十分に達せられているか。
- (14) 内部統制に関する認識はあるか。
- (15) 内部統制は十分に機能しているか。

3 指定管理者

- (1) 包括協定書の内容は適正か。
- (2) 包括協定書に基づく管理業務実施状況は適正か。
- (3) 支払われた委託料は適期適正に受け入れられているか。
- (4) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (5) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (6) 事業報告書等報告書類は提出されているか。
- (7) 会計経理組織は整備されているか。
- (8) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (9) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (10) 内部統制に関する認識はあるか。
- (11) 内部統制は十分に機能しているか。
- (12) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

4 関係証拠書類及び帳簿の整備等

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 補助金等交付申請書添付書類（事業計画書、設計書等）
- (3) 補助金等交付決定書
- (4) 補助金等交付書
- (5) 補助金等実績報告書
- (6) 予算書
- (7) 事業報告書
- (8) 決算報告書
- (9) 貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表、会議議事録、定款、寄附行為、業務方法書、諸規程その他関係諸帳